

第 1 2 回 地域経済建設委員会

令和6年9月11日（水）	開 会 8 時 5 5 分
5階 第1委員会室	閉 会 9 時 2 6 分

午前8時55分 開会

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、皆さん、おはようございます。

早速ですが、委員会を進めていきたいと思っております。

また、傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

上着の着脱、マイボトルなどの飲物の持込みを許可いたします。マイボトルを机の上に置かないようにしていただければと思います。

着座にて進めてまいります。

ただ今から、令和6年第12回地域経済建設委員会を開会いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

これより、本委員会に付託された議案の審査を行います。

執行部説明後の質疑に当たっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔な発言をお願いいたします。

また、執行部の答弁に当たっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

はじめに、議第60号 瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

それでは、議第60号 瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について説明します。

議案集の4ページ、議案資料の3ページをお願いします。

議案資料をお願いします。

条例の制定の趣旨から説明させていただきます。

都市計画法第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法、並びに地区計画等に関して申し出る方法を定めるため、本条例を制定するものです。

それでは、条例の制定内容について、条ごとに説明させていただきます。

議案集4ページをお願いします。

第1条では、本条例制定の趣旨を述べています。

第2条は、地区計画等の原案の提示方法について、地区計画等の種類、名称、位置及び区域、並びに縦覧場所を公告し、縦覧を行うことを定めています。

第3条は、説明会の開催等について定めています。

第4条は、地区計画等の原案に対する意見の提出方法について、提出期限などを定めています。

第5条第1項は、地区計画等に関して、書面により申出ができることを定めています。

第5条第2項は、第1項の規定により申出を行うに当たり、当該区域内における権利を有する者の同意について定めています。

第6条第1項は、第5条の規定による申出があった場合の措置について定めています。

第6条第2項は、第1項の規定による申出に対する措置についての通知を定めています。

第7条は、この条例の施行に関する必要な事項を規則で定めることとしています。

なお、附則において、本条例は公布の日から施行することとしています。

以上、議第60号 瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についての説明とします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

これより質疑を行います。

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

第2条のところに、（2）地区計画等の原案の縦覧場所と書いてありますが、実際の場所っていうのは規定はされないというか、予定されないということ。場所の規定が。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

どこどこに定めるということで、縦覧場所を公告するということになりますので、例えば、都市計画課の窓口とか、コミュニティーセンターの窓口とか、その都度定めるものとなります。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

例えば、コミュニティーセンターとか市役所の入り口のあたり、掲示板みたいなのがあります。

ああいうところに掲示するという意味ですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

掲示板のほうは公告ということで。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかによろしいでしょうか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

今回の条例ですけど、もともとは昭和55年にこの地区計画の案の条例を定めよと国から言われたみたいですが、調べてみると、土岐市とか多治見市は平成14年から平成15年にこの条例を制定してるみたいですけど、瑞浪市は、令和6年になって制定ということですけど、今までこういった事案はなかったということですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

おっしゃるように、今回、駅前の再開発事業とかそういったことで地区計画等を行う可能性が出てきましたので、今回、この条例を定めるということです。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

地区計画を定めるための案の交付について、案を周知させるための条例だと思ったんですけど。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

案の手續に関する方法を定めるものでございます。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

併せてちょっと確認したいんですけど、地区計画についてですけど、どういったことが定められるんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

この地区計画の中では、大まかに大きな都市計画として、用途地域とか、そういったものがあると思うんですけども、ある一定の区域についてルールを定めていくと、そういうことになります。例えば、ここは高い建物は駄目だよとか、低い建物は駄目だよとか、あと、ここは工場を作っ

は駄目だよと。用途の中でもあるんですけども、地区の中で制限をかけていくと。そういった細かいところですね。そういったものを定めていくのが地区計画、その地区に限定したところを定めていくことになる。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

再開発が控えているという中で、この条例の制定になってくるのかなと思うんですけど、平たく言うとな建蔽率だったり、容積率だったりも指定できるのかなと思うんですけど、例えば、これを都市計画、地区計画が決まった後に変更したりするっていうことはできるものですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

地区計画については、先ほど条例の中でも説明いたしましたけれども、権利者等の同意というものがありますので、そういった権利者等の同意を得て、計画を練り直すというか、そういうことは可能だと思います。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

他市の状況を見てると、瑞浪でいう、先ほど御説明があったのは、第5条の第2項になるんですけど、具体的に明文化されてるんですね。3分の2以上の地権者を有してる人と、あと、面積です。総面積の3分の2以上の面積を有してなきゃいけないという意味だと捉えたんですけど、そういう意味で間違いないですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

はい、そのとおりです。よろしくお願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ほかの条文も、例えば、多治見市の条文とかを見ると、これ第4条で規定してるんですけど、「市民または利害関係人または個人、または共同で」という書き方がしてあって、具体的に数字で示されていないと。土岐市もそうなんですけど、これはある意味グレーなところも許容できるような条文になってると思うんです。

今回、瑞浪市のをを見ると、「3分の2以上の面積を有している。さらに3分の2以上の住民がこの計画には反対だ」ということで対案を出してこない、受け付けられないということになると思

うんですけど、その辺りは、何でこういうふうに作られたか教えてもらってもいいですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

ある一定の区域ということになりますので、当然のことながら、そこに権利を有する方っていうのは存在します。土地とか建物とか、住んでる権利ですね。そういったものの権利を持ってみえる方があります。

簡単に言うと、全く関係ない人から「こうしましょう」って言われても、住んでる人、土地を持ってみえる人も困ってしまうわけですね。

そういうことも含めて、3分の2ということで、権利者の3分の2ということで今回は限定、条例を定めております。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

他市も別に地権者っていうふうに書かれております。例えば、地権者以外の意見に関して受け付けるっていう話でもないと思うんです。ただ、瑞浪はそれを明文化して厳しくしてるようなイメージが僕の中ではあるんですけど、それについてちょっと、もう一度、御答弁いただけますか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

地権者の権利、厳しくと言えそうかもしれませんが、全く買う土地に関係ない人、そういった方からの申出ということが、本当にその土地に住んでみえる方のためになるというふうに私は思ってますので、この3分の2以上の権利者の方の同意というのは妥当だと思ってます。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

土地の所有者もこの3分の2の方に該当すると思うんですけど、それ以外にも、例えば、お金を借りてその土地を所有してる。銀行さんだったり、そういう質権を持ってる人も対象に入ると思うんですけど、そういう人の意見も当然、その3分の2の中に入ってくると考えていいですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

入ってくるということです。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

いいですか、僕ばかり。

○委員長（渡邊康弘君）

はい。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと質問を変えます。第2条と第4条で、2週間の縦覧をしなければいけないということと、あと、その後、縦覧期間満了の日の翌日から起算して一週間以内に意見書を出してくれということですが、これって3分の2の同意を取り付けた上で対案を持っていかなあかんことになるんですけど、なかなか厳しいんじゃないかと思いますけど、その辺り、どうしてこういう条例の条文にしたんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

対案ではなしに、意見ですので、はい。対案を出してくれというわけではない。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

すみません、誤解しとったみたいです。つまり、この計画ではちょっと納得いかんよっていう意見を3分の2以上が出せば大丈夫ですか。

今の御説明だと、対案ではなく意見でいいっていうお話だったんですけど、その意見って、どういう意見、意見書で出すんですか。何かフォーマットか何か、それに書いて出す。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

意見を出すことができるということですので、個々の意見を出していただければよろしいかと思っています。皆さんの同意を得た意見でなくてもよい。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

棚町委員のやつで、多分意見の出し方っていうところが論点になってくると思いますけど、一週間経過する前に意見書を出す方法っていうのは教えていただけますか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

特に今のところ、この中では定めておりませんので、要綱等を作る中で様式等は定めることにな

るかと思います。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと確認ですけど、様式はじゃあ、これから作られて、そこには例えば、3分の2の署名とか、それは要らない。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

先ほどから申してるように、意見を述べる機会ですので、地権者等の同意がなければ意見が述べられないということではないと。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと確認させてください。意見については、一週間以内に出せばいいってこと。じゃあ、第5条第2項については、別に締切りはないんでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

計画の申出になりますので、計画を作って、同意を得ていただいて、提出いただくということで、いついつまでに何を出さなきゃいけないということではありません。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

5ページの第6条のところで、都市計画審議会設置条例のところで、意見を聞くことができるってなってるんですけど、これは必ず意見を聞かなければならないということではないっていうことやね。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

おっしゃるとおり、聞くことができるという規定になっておりますので、聞かなければならないという規定ではない。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

市長が必要に応じてっていうことが書いてあるので、限定されるっていうことですね。その意見を聞くっていうのは。例えば、どういうことが想定されるというか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

一般的には、意見を聞くことになるというふうに解釈してます。そのときが出てくるかどうかというのはまた別の話としまして、聞ける体制を取っていくことになる。基本的には聞くことになります。

○委員長（渡邊康弘君）

ほか、よろしいですか。

5 番 奥村一仁君。

○5 番（奥村一仁君）

ちょっと先ほどの棚町委員の質問で、1 点だけ聞いたところだったんですけど、第 5 条第 2 項の中で、3 分の 2 以上と定めてます。当然、過半数ということになるかと思うんですけど、3 分の 2 とした根拠みたいなのがあれば、説明いただきたい。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

先ほども申しましたように、地権者さんの同意ということになりますので、やはりその一定のエリアにお住まいになってみえる方の意向というか、そういうところが大切になってくるというふうに思っております。

過半数か 3 分の 2 か、どちらがいいかというと、私も絶対これだから 3 分の 2 がいいと言い切れるものではないんですけども、やっぱりそのエリアに住まわれる方の御意見をしっかりと聞くという意味で 3 分の 2 ということで考えております。

○委員長（渡邊康弘君）

ほか、よろしいですか。

7 番 棚町 潤君。

○7 番（棚町 潤君）

第 3 条で、今、市長は前条に定めるもの、必要があると認めるときは説明会の開催をするということなんですけど、どういったときに、どういったケースを想定されていますか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

計画が出てきたときに、計画の説明会をやるとか、当然のことながら、先ほども言いましたように、一定の区画の中で、地権者の同意をもらってきてるわけですので、その中で当然、説明会をやるの、行うという想定をしておりますけれども、それ以外に全体として説明会をやる必要があれば、こういったもので説明会等をすれば、より周知していただけるかなと思います。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

この説明会の範囲というのは、地権者に限定されるのか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

先ほど言いましたように、地権者の皆さんには当然、同意をもらう時点で計画を説明しております。考え方として、全体ということになるんでしょうけれども、説明をして意見を言われても、地権者じゃない方に言われちゃうと、地権者の方も困ってしまいますので、説明会をするということになる。

それこそ、するだけで、意見は出していただけることになっているので、できると思いますけど。

○委員長（渡邊康弘君）

3番 加藤輔之君。

○3番（加藤輔之君）

もう一回確認やけど、この計画については、地権者以外、よその地域の人は一切文句を言うなというふうの解釈でいいですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

先ほど説明したとおり、地区計画の原案に対する意見の提出方法ということで、意見を言えるようになっておりますので、はい。そういうことでございます。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかによろしいですか。

新しい条例になりますので、分からないことがあれば、聞いていただければと思うんですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第60号 瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議第60号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

次に、議第64号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

企画政策課長 工藤雄一君。

○企画政策課長（工藤雄一君）

それでは、議第64号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について御説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案資料の7ページをお願いいたします。

議案資料で御説明いたします。

東濃西部広域行政事務組合規約の変更は、同組合の共同処理する事務に、行政機能の広域化に関する調査・研究の実施を追加するための所要の改正でございます。

本規約、第3条に同組合が共同処理をする事務が列記されておりますが、新規に第2項として、組合が行政機能の広域化に関する調査・研究を行うことができる旨の規定を加えるものでございます。

本規約の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上で、議第64号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

これより質疑を行います。

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

行政機能の広域化に関する調査・研究を行うことができるということが改正されました。以前、広域議会に出たときに、例えば、陶土の不足が懸念されて、調査をされていたことが確かあったような気がするんですけど、そういうことが当たるのでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 工藤雄一君。

○企画政策課長（工藤雄一君）

広域組合に確認をしたところ、今のところちょっと具体的に想定しているものっていうのはないということなんですけども、今、広域でごみ処理の広域化のほうは入ってくるというふうに聞いておるんですが、それ以外は想定はしていないということです。今後、議論されてくるかと思えます。よろしくお願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

3 番 加藤輔之君。

○3 番（加藤輔之君）

今、問題になっとなる地元のブランド、瑞浪ブランドに対する中国の侵害なんかを広域できちっとやっていくべきではないかと提案をしておるわけなんですけども、その辺も含まれるというふうに解釈していいでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 工藤雄一君。

○企画政策課長（工藤雄一君）

今後、広域議会のほうでも、そういった検討が始まれば、その調査・研究というところは、広域組合の事務としてやれるというような規定になりますので、そういったことも考えられるかと思いますが、まだこれは具体的には特に広域組合のほうからあるということは聞いておりません。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

5 番 奥村一仁君。

○5 番（奥村一仁君）

先ほどの榛葉委員の質問にちょっと関連するんですけど、自分も一度広域組合へ行かせていただいて、その陶土のやつがあったんですけど、これまでできていたことと、今回これを追加することによってできること、その明確な違いみたいなのはあるんでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 工藤雄一君。

○企画政策課長（工藤雄一君）

これまでそういった調査・研究というものを3市のほうでやろうという話になった場合は、3市の合意でやっていた。具体的に言いますと、ごみの広域化につきましては、協定を締結させて、その中で委員会協議をやっていると思うんですけど。

規約の中で調査とか研究、そういったものが逆に書いてなかったもんですから、そうすると、組合の中で共同処理ということをやれるのかどうかという疑義がございまして、今回これを追加させていただくことによって、そういったことを組合のほうで、この規約に基づいて、すぐに規約の改正なしで対応できるということは考えています。

また、その調査・研究が終わった後、また規約を変更する必要もありませんし、そういった広い

解釈で作られたものと考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに発言はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第64号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議第64号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任をお願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

ここで、執行部の皆様は退室をお願いいたします。

〔執行部 退席〕

○委員長（渡邊康弘君）

次に、その他を議題といたします。

その他といたしまして、報告があります。

アンケートの実施、結果、地区の公共施設のアンケートに協力いただき、ありがとうございました。皆さんの協力をいただきまして、非常によい結果となりました。

街頭アンケートが259件、紙とウェブアンケートのトータルが395件、合計653件のアンケートを

得ることができました。

これはちょっと今、集約しておりまして、それに関しまして、来週中に皆さんに報告させていただきます。

ちょっと申し訳ないんですけど、本会議中にその集約したデータを見ていただいて、一週間程後に、委員会を開催しようと思っております。2週間前ぐらいには、この委員会で決定して連絡を入れますので、できる限り皆さんの予定に影響がない日を選定させていただきますので、御協力いただければと思います。

その一週間の間に、提言につながるものはどうだろうかというところを皆さんに、個々に時間的な猶予を設けますので、考えていただければと思います。

委員会の日に皆さんに報告いただくという流れに持っていきますので、そこで出た意見を皆さんで議論しながら深めていければと思いますので、お願いいたします。

ただ今の説明に対して、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分からないことがあれば、個別に聞いていただいても構いませんので、お願いいたします。

それでは、その他は以上といたします。

○委員長（渡邊康弘君）

これをもちまして、令和6年第12回地域経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後9時26分 閉会